

# 九重町マスコットキャラクター ミヤちゃん



## 利用の手引き

- 第1部 申請手続きについて (P 1～4)
- 第2部 食品について (P 5)
- 第3部 デザインについて (P 6～8)
- 第4部 その他 (P 9)

©利用料については、商品等の販売を目的とした場合を含め、

平成27年3月31までの間、無料です。

# 第1部

## 申請手続きについて

◎申請には、下記の書類をもれなく提出してください。

「ミヤちゃん」のイラストや写真を利用される場合は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合や個人で楽しむ場合を除き、直接利用しようとする方からの事前の申請による許可を得ることが必要です。

- ・申請書（印鑑が必要）
- ・利用する商品等の見本
  - ※見本が添付できない場合、写真・図案や原稿等、確認できるものを添付してください。
- ・企業・団体等の概要書（パンフレット等）
  - ※個人の場合は、プロフィールや活動内容が分かるものを添付してください。

食品に利用する場合は、次の書類を各1部、併せて提出してください。

- ・製造もしくは販売に係る保健所の営業許可証（写）又は県内各店舗ごとの業務開始報告書（写）
- ・製造または販売する店舗一覧（様式自由）



◎申請書に必要事項をご記入のうえ、事務局へ郵送または持参してください。

提出先 〒879-4895 大分県玖珠郡九重町大字後野上8番地の1  
九重町役場商工観光課  
TEL 0973-76-3150  
FAX 0973-76-2247

※受付完了後、審査から利用許諾まで多少時間がかかります。余裕を持ってお早めに提出してください。

※審査の結果、デザイン等の修正をしていただく場合があります。その際は、修正した商品等を再度提出していただき、再審査を行います。

◎「ミヤちゃん」のイラストおよび写真には、許諾番号と著作権表示を必ず付けてください。

「九重町(出)ミヤちゃん#●●●●●●」及び、著作権表示「©Cornett」

【表示例】



◎個人で申請される方の添付書類

「プロフィールや活動内容がわかるもの」について。

- 農業などの場合…主にどのようなものを生産されているのかなどの内容を記載してください。
- 商店などの場合…主な販売品や、いつごろからお店をはじめたかなどの内容を記載してください。

◎デザインや種類を増やしたい場合など、現在利用中の方で、内容を変更する場合には、変更申請が必要です。

商品等のデザインを変えたい、追加で色の種類を増やしたい、申請時より販売数が増えた etc…

以前申請された商品と別の商品を申請される場合は、新規での申請が必要となります。(この場合、許可番号は前回とは異なります。)

## ◎申請書に添付する「商品等の見本」について

商品（見本）の現物か、その写真・イラスト、または商品の仕様書など、「ミヤちゃん」をどのように利用するか具体的にわかるものが必要です。また、許諾番号・著作権表示についても、「九重町(出)ミヤちゃん#●●●●●●」（●●●●●●は許諾後に入りますので、●●●●●●で表記）及び著作権表示「©Cornett」の表記を入れて、サンプルの提出をお願いします。

### ○商品

どんな商品になるのか、具体的なイメージがわかるものを提出してください。（POP、タグ、台紙等についても申請時にまとめてデザインを提出してください。）  
現物を提出できない場合は設計図等を提出してください。

### ○パッケージ

どこに、どのような大きさ・色で使うのか明記してください。（シール・ラベル等を食品に貼り付ける場合は、シール等のデザイン案とシールを貼る商品の画像をつけてください。）

### ○チラシ・パンフなどの印刷物

印刷物の中で、どこに、どのような大きさ・色で使うのか明記してください。

## ◎出来上がった製品は、現物を事務局へ郵送・持参ください。

商品等の場合は、完成品を提出してください。ホームページや広告の場合は、印刷したものの等を提出してください。

## ◎利用期間満了後の在庫も販売できます。

許諾期間満了後において、商品等の在庫が残っているときは、当初の許可内容（使用品の名称、販売小売価格・製造予定数）を変更しない限り、改めての変更の申請は不要で、期間満了後も、在庫がなくなるまで引き続き使用いただけます。

## ◎利用にあたっての留意事項

- ・利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、九重町及び株式会社コルネットは、一切の責任を負いません。
- ・利用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。

- ・利用許諾は、「ミヤちゃん」のイラスト、写真を使用することを許可するものであり、利用許諾を受けた者に権利が発生するものではありません。また、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。

### ◎次の場合、使用は許諾できません！

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 九重町及び株式会社コルネットの信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援または支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合（※販売先が同営業を行う者である場合も含む）
- (6) イラストの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) イラストのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 立体物で、その表現がイラストの立体物と認められない場合
- (9) イラストの著しい変形その他イラストの利用が適当でないと認められる場合

## 第2部

### 食品について

◎食品への利用は、大分県内で製造又は販売される場合に限りです。

- 県外で製造し県外で販売する場合 ⇒ 利用できません。
- 県外で製造し県内で販売する場合 ⇒ 利用できます。
- 県内で製造し県内外で販売する場合 ⇒ 利用できます。

◎食品への申請は、下記の書類を必ず添付してください（①と②どちらも必要）

①製造もしくは販売に係る「保健所の営業許可証（写）」または「県内各店舗ごとの業務開始報告書（写）」（申請者分）

②「製造または販売する店舗等一覧」（様式自由）

◎人への危害が発生した場合には、下記の措置を講じます。

#### 製造事業者の場合

製造されている食品（利用を許諾した食品だけでなく、製造されているすべての食品を含みます。）により人への危害が発生した場合には、その事実が明らかになった時点で、町が許諾した食品に係る利用許諾（変更許諾の場合を含みます。）を直ちに取り消す場合があります。

#### 販売事業者の場合

町が利用を許諾した食品により、人への危害が発生した場合には、その事実が明らかになった時点で、町が許諾した食品に係る利用許諾（変更許諾の場合を含みます。）を直ちに取り消す場合があります。

## 第3部

### デザインについて

◎印刷の色は、原則、原画（カラー）のまま、または単色とします。

◎変形したり、体の一部の省略などはできません。

◎許諾番号「九重町（出）ミヤちゃん#●●●●●●●」と著作権表示「©Cornett」を商品の箱やパッケージ、包装紙等に明示してください。

#### 現在利用できるイラスト等



#### イラスト(1~11)

1 線画



2 線画(太反転)

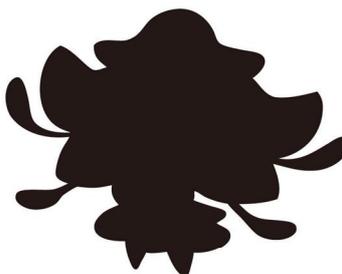


反転で使う場合は白目部分が  
黒くならないようこちらをお使い下さい

3 線画



4 シルエット



5 カラー(a)



6 カラー



7 カラー



8 カラー



9 カラー



10 カラー



11 カラー



## ミヤちゃんに関する英文表記について

ミヤちゃん

Miya chan もしくは MIYA CHAN

Miya(MIYA)とchan(CHAN)の間はスペースを挿入。

ミヤマキリシマ

Miyamakirishima もしくは MIYAMAKIRISHIMA

大分県

Oita Prefecture もしくは OITA PREFECTURE

(もしくは Oita Pref. OITA PREF.)

九重町

Kokonoe Town もしくは KOKONOE TOWN

ミヤマキリシマの妖精 ミヤちゃん

Miya chan, a Fairy of Miyamakirishima

九重町の花 ミヤマキリシマの妖精 ミヤちゃん

Miya chan, a Fairy of Miyamakirishima: Kokonoe Town flower

※一般的な英語表記に従ってください。

上記以外の英文表記についてはご相談ください。

## 第4部

### その他

◎広告利用の場合は、次の点にご注意ください。

(1) イラストと実写写真の取り扱いについて

提供されたイラストや個人で撮影された写真も、利用する場合は、原則として申請が必要です。ただし、個人で撮影された写真を不特定の方が対象でなく個人で楽しむ範囲であれば、申請の必要はありません。(例えば個人のブログに掲載したりする場合)

(2) 許諾を受けた商品の写真での使用について

許諾を受けた商品を撮影し、その写真をテレビ、チラシや新聞広告に掲載することは可能です。この場合、写真の側に「許諾番号」「著作権表示」を記入していただくようお願いします。

(3) 新聞・雑誌への実写の写真掲載について

新聞・雑誌について、実写の写真のみをイベント内容の周知など広報の目的で載せる場合は申請不要ですが、販売促進、誘客などの目的で広告などに使用する場合は申請が必要です。事前にご相談ください。

問い合わせ先

九重町役場 商工観光・自然環境課

〒879-4895 大分県玖珠郡九重町大字後野上8番地の1

TEL 0973-76-3150

FAX 0973-76-2247